こども性暴力防止法施行に係る
「同意書」及び「誓約書」の提出(看護学部)について

こども性暴力防止法の施行（2026 年 12 月 25 日）により、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

つきましては、別紙「こども性暴力防止法の施行に伴う本学の対応について、本学の【実習等に関する留意点】」をお読みいただき、**「同意書」（犯罪事実確認に関する同意）及び「誓約書」（特定性犯罪前科がないことについての誓約）をダウンロード**し、署名のうえ、オリエンテーション時にご提出ください。

【提出物】

・同意書（犯罪事実確認に関する同意）
・誓約書（特定性犯罪前科がないことについての誓約）

【提出方法】

・オリエンテーション時にご提出ください。
（署名欄の日付は、記入日を記入してください。学籍番号は、提出時に記入してください。）

※記入された「同意書」及び「誓約書」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱います。

【問合せ先】
教務部　羽島教務課
電　話：058-279-3493
E-mail：h-kyomu@shotoku.ac.jp

岐阜聖徳学園大学看護学部　入学志願者及び入学予定者のみなさまへ

こども性暴力防止法の施行に伴う本学の対応について

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」（令和８年１２月２５日施行）は、学校、保育所や学習塾など、こどもに教育・保育等を行う事業者に対し、こどもと接する業務に就く人の性犯罪前科の有無の確認など、こどもへの性暴力を防ぐための取組を求めるものです。

これに伴い、本学においても、学生が看護学実習等の実習先である学校や施設から性犯罪前科の有無の確認が行われる場合がありますので留意点をお知らせします。

記

【事業者（実習先の学校や施設等）に求められる取組】

・日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
・こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
・性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習等に関する留意点】

1　実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。
　なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについての最終的な判断は実習先の学校や施設が行います。
2　性犯罪前科があると確認された者は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する実習はできないこととなります。
3　入学に際してのこれら留意点に関する同意書や、入学前及び実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書を提出していただくこととなります。
4　性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。

（注）実習先において性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人からこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。

【参考】

制度の詳細については、「こども家庭庁ホームページ」をご確認ください。
リンク：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

看護学部

岐阜聖徳学園大学
学長　様

こども性暴力防止法に関する同意書

私は、下記の事項について同意いたします。

記

1. 法の施行日（令和 8 年 12 月 25 日）以降、実習を行う前に、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された実習生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習等を行うことはできないこと。
2. 実習等を行うことができない場合、所定の単位を修得できず卒業要件を満たせないため卒業できないこと。なお、卒業できない場合、「看護師国家試験」および「保健師国家試験」の受験資格も満たせないこと。
3. 実習等を行う際には特定性犯罪前科がないこと（※１）についての誓約書を大学に提出すること。

【署名欄】

令和＿＿年＿＿月＿＿日

看 護 学 部　　看 護 学 科

学籍番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※１　令和 8 年 12 月 25 日に施行の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）」第 2 条第 8 項の規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと。

令和 6 年法律第 69 号
第 2 条第 8 項

看護学部

岐阜聖徳学園大学
学長　様

こども性暴力防止法に関する誓約書

私は、大学における実習等に際し、下記の事項について誓約いたします。

記

1. 特定性犯罪の前科がないこと（※１）を誓約します。
2. 実習等開始前に、必要に応じて犯罪歴確認の手続きに協力します。
3. 誓約に反する事実が判明した場合、実習等の中止および大学の定める措置に従います。

【署名欄】

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

看 護 学 部　　看 護 学 科

学籍番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※１　令和 8 年 12 月 25 日に施行の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）」第 2 条第 8 項の規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと。

令和 6 年法律第 69 号
第 2 条第 8 項